

# 全てにチェックが入らない場合、対応が必要です



- 全てにチェックが入らない場合、直ちに利用者に次の1・2について記載された文書(※)を交付して説明し、同意の署名を得ていることが客観的に分かる記録を保存してください。  
※文書は、契約書や重要事項説明書等に限らず、それらとは独立したものでも差し支えありません。
- 次の1・2について、全く同じ文言でない場合、事業所の責任において、次の1・2と同旨であるか確認してください。
- 2018年(平成30年)4月より前の月に契約を結んでいる利用者については、次のケアプランの見直し時に説明を行ってください。

## 1 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる ことについて

- 文書に「利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」との主旨の記載があるか。
- 主語が「利用者」になっているか。主語が「介護支援専門員」・「事業者」等とっていないか。

## 2 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由 の説明を求めることができることについて

- 文書に「利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができる」との主旨の記載があるか。
- 主語が「利用者」になっているか。主語が「介護支援専門員」・「事業者」等とっていないか。

## 3 説明、記録について

2018年(平成30年)4月以降に契約した利用者について、

- 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、文書を交付してあらかじめ説明し、同意の署名を得ていることが客観的に分かる記録を保存しているか。
- 上記1・2の2点について、網羅して説明しているか。